

大分県報

令和三年
第二二三号
七月九日

（金曜日）

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）……………二
指定予定保安林（四件）……………三
土地改良区の役員の就退任……………四
契約者等の公示……………五
六

告示

大分県告示第四百六十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。
令和三年七月九日

大分県知事 広瀬 貞

一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
大分市大字旦野原七百番地
国立大学法人 大分大学
学長 北野 正剛
- 特定事業場の所在地及び名称
由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地
大分大学挾間キャンパス
- 設置される特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の二
イ 洗浄施設

種別	類別	能力								使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	使用時間	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量									
		⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①							⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①		
洗浄施設	洗淨施設	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	令三・九・二六	令三・九・二五	令三・八・一六	八時間	なし	通常の変動	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	通常の変動	最大の変動
		〇・〇八m ³	〇・〇五m ³	〇・〇九m ³	〇・〇九m ³	〇・〇八m ³	〇・〇五m ³	〇・〇四m ³	〇・〇八m ³							〇・一六	〇・〇五	〇・〇九	〇・〇九	〇・〇八	〇・〇六	〇・〇五	〇・〇四		

汚染の値	汚染状態の値	浮遊物質含有量	生物化学的酸素要求量	一日当たりの排出水量		排水口名
				単位	値	
mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	m ³ /日	通常	排水口A
三	五	六〇	一〇〇	二三五・二	最大の値	最大の値
〇・六二五	一・六二五	〇	三	六・一〇六・五	最大の値	最大の値
〇	〇	〇	六	二・二五	最大の値	最大の値
〇・六二五	一・六二五	〇	六	六・一〇六・五	最大の値	最大の値
一・二五	三・二五	〇	六	二・二五	最大の値	最大の値
〇・六二五	一・六二五	〇	六	六・一〇六・五	最大の値	最大の値
一・二五	三・二五	〇	六	二・二五	最大の値	最大の値
〇・六二五	一・六二五	〇	六	六・一〇六・五	最大の値	最大の値
一・二五	三・二五	〇	六	二・二五	最大の値	最大の値

その他参考となるべき事項 公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水のみ

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間
令和三年七月九日から同月三十日まで

2 縦覧場所
大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所

~~~~~

大分県告示第四百六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年七月九日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
パークプレイス大分

2 大分市公園通り西二丁目一番

届出者の氏名又は名称及び住所  
三井住友信託銀行株式会社  
代表取締役 大 山 一 也  
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
変更前 代表取締役 橋 本 勝  
変更後 代表取締役 大 山 一 也

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
変更前 株式会社サックスバーホールディングス  
代表取締役 木 山 剛 史  
東京都葛飾区新小岩一―四十八―十四  
外八十二者  
株式会社東京デリカ  
代表取締役 木 山 剛 史  
東京都葛飾区新小岩一―四十八―十四  
外七十七者

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
令和三年四月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
令和三年四月十七日

届出年月日  
令和三年五月二十九日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年七月九日から同年十一月九日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十一月九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年七月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パークプレイス大分C敷地

大分市公園通り西二丁目三一―二

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大山 一也

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 橋 本 勝

変更後 代表取締役 大山 一也

4 変更の年月日

令和三年四月一日

二 届出年月日

令和三年五月二十九日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年七月九日から同年十一月九日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十一月九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年七月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市耶馬溪町大字宮園字測ノ上一四八八番一、一四八九番一、一四九〇番、字甲高平

一四九一番、一四九二番二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字測ノ上一四八九番一・一四九〇番・字甲高平一四九一番（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年七月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市山国町守実字花房三六一番、三六二番、字山口三六六番、三六八番、三九六番、字竜越ノ上三六五一番、字山口ノ上三六五二番一、三六五二番三、三六五三番から三六五五番まで、三六五七番、三六五九番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年七月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

津久見市大字四浦字深良津三〇九六番一から三〇九六番三まで、三〇九七番、三一〇一番、三一二七番一、三一二七番二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字深良津三〇九六番二・三〇九七番・三一〇一番（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年七月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

津久見市大字津久見字椎ヶ迫八〇七二番、八〇七六番一、八〇七七番二、八〇七七番四、字樋口八一三六番一、八一三六番一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は択伐による。  
 字権ヶ迫八〇七二番・八〇七六番一・八〇七七番四・字樋口八一三六番一・八一三六番一〇（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、須ノ原土地改良区（日田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年七月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

| 役 名 | 氏 名     | 住 所            |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 中 島 清 人 | 日田市大字有田一三二六番地  |
| 〃   | 川 津 三 郎 | 〃 大字有田一五二〇番地   |
| 〃   | 平 塚 英 利 | 〃 大字有田一五四六番地二  |
| 〃   | 穴 井 睦 治 | 〃 大字東有田三七八六番地一 |
| 〃   | 小 山 一 善 | 〃 大字東有田一五一一番地  |
| 〃   | 小 野 千 年 | 〃 大字東有田二〇一一番地  |

（就任役員）

| 役 名 | 氏 名       | 住 所            |
|-----|-----------|----------------|
| 〃   | 後 藤 琴 也   | 〃 大字東有田四八三番地一  |
| 〃   | 長 尾 正     | 〃 大字東有田一〇六三番地  |
| 〃   | 松 尾 一 夫   | 〃 大字東有田九三四番地   |
| 〃   | 財 津 和 信   | 〃 大字羽田二一六番地    |
| 〃   | 財 津 源 吾   | 〃 大字羽田一九六一番地五  |
| 監 事 | 中 島 直     | 〃 大字有田一一三四番地一  |
| 〃   | 濱 田 忠 利   | 〃 大字東有田四七番地    |
| 〃   | 穴 井 浩 司   | 〃 大字羽田一三三番地    |
| 理 事 | 中 島 清 人   | 日田市大字有田一三二六番地  |
| 〃   | 川 津 三 郎   | 〃 大字有田一五二〇番地   |
| 〃   | 平 塚 英 利   | 〃 大字有田一五四六番地二  |
| 〃   | 松 本 英 治   | 〃 大字東有田三九四二番地九 |
| 〃   | 小 山 一 善   | 〃 大字東有田一五一一番地  |
| 〃   | 小 野 千 年   | 〃 大字東有田二〇一一番地  |
| 〃   | 後 藤 琴 也   | 〃 大字東有田四八三番地一  |
| 〃   | 梶 原 秀 稔   | 〃 大字東有田一一八一一番地 |
| 〃   | 秋 山 大 輔   | 〃 大字東有田一〇一六番地  |
| 〃   | 後 藤 二 三 男 | 〃 大字羽田一八三番地    |
| 〃   | 日 吉 隆 幸   | 〃 大字羽田一九〇二番地   |
| 監 事 | 中 島 直     | 〃 大字有田一一三四番地一  |
| 〃   | 濱 田 忠 利   | 〃 大字東有田四七番地    |
| 〃   | 穴 井 浩 司   | 〃 大字羽田一三三番地    |

令和三年七月九日

大分県報（告示・公告）

樋口和夫

大字三和一三〇番地

次のとおり契約者等について公示する。

令和三年七月九日

大分県知事 広瀬勝貞

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量

車両捜査支援システム用機器等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部刑事部刑事企画課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和三年五月二十日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 取締役社長 西野敏哉

東京都港区芝浦一丁目二番三号シーパンスS館

五 随意契約に係る契約金額

九百三十六万四千三百円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号に該当